

■神戸市民のくらしをまもる条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<u>神戸市消費生活条例</u>	<u>神戸市民のくらしをまもる条例</u>
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 消費者の権利保護	第2章 消費者の権利保護
第1節 [略]	第1節 [略]
第2節 <u>事業活動の適正化</u> （第15条—第20条）	第2節 <u>広告、計量及び表示の適正化</u> （第15条—第22条）
第3節 <u>取引の適正化</u> （第21条—第23条）	第3節 <u>取引の適正化</u> （第23条—第25条）
第4節 <u>苦情処理体制</u> （第24条—第28条）	第4節 <u>消費者包装の適正化</u> （第26条—第30条）
第5節 <u>消費者教育、情報の提供等</u> （第29条—第32条）	第5節 <u>苦情処理体制</u> （第31条—第34条の2）
第3章 <u>生活必需物資の安定供給の確保</u> （第33条—第35条）	第6節 <u>消費者教育、情報の提供等</u> （第35条—第38条）
	第3章 <u>物価の安定</u>
	第1節 <u>情報の収集と公開</u> （第39条—第41条）
	第2節 <u>生活必需物資の確保</u> （第42条—第45条）
	第3節 <u>不当な事業活動の排除</u> （第46条—第50条）
第4章 <u>市民意見の反映</u> （第36条・第37条）	第4章 <u>市民意見の反映</u> （第51条—第54条）

第 5 章 神戸市消費生活審議会（第 38 条）

第 6 章 補則（第 39 条）

附則

（目的）

第 1 条 この条例は、日常の経済上の生活において情報の質及び量並びに交渉力等について事業者との間に格差のある消費者の利益を擁護し、及び増進し、消費者の自立を支援するため、消費者主権の理念にのっとり、市、事業者及び消費者それぞれの果たすべき責務を明らかにし、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 市民の消費生活の安定及び向上の確保は、消費者の次に掲げる権利（以下「消費者の権利」という。）の実現に努めることを基本として行われなければならない。

第 5 章 補則（第 55 条）

附則

（目的）

第 1 条 この条例は、日常の経済上の生活において情報の収集、交渉その他これらに類するものに係る能力において事業者との間に格差のある消費者の利益を擁護し、及び増進し、消費者の自立を支援するため、消費者主権の理念にのっとり、市、事業者及び消費者それぞれの果たすべき責務を明らかにし、消費者のくらしをまもるための施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、当該施策についての新たな消費者問題に関連する施策との調整を行う等総合的な推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 市民の消費生活の安定及び向上の確保は、消費者の次に掲げる権利（以下「消費者の権利」という。）の実現に努めることを基本として行われなければならない。

(1) 事業者が提供する商品（第10条第1項を除き、以下単に「商品」という。）、事業者が提供する役務（同項を除き、以下単に「役務」という。）又は事業者が行う訪問購入（以下単に「訪問購入」という。）によって、生命、健康又は財産を侵されない権利

(2)～(7) [略]

2 [略]

(市の責務)

第3条 市は、消費者の健康で安全な生活を確保し、及び向上させるため、消費者の利益の擁護及び増進並びに消費者の権利の実現及び自立の支援に関し、基本的及び総合的な施策を策定し、並びにこれを実施しなければならない。

2 市は、消費者を取り巻く環境の変化を注視し、必要な施策を迅速かつ柔軟に実施するよう努めなければならない。

(1) 市民の消費生活において事業者が提供する商品（第10条第1項を除き、以下単に「商品」という。）、市民の消費生活において事業者が提供する役務（同項を除き、以下単に「役務」という。）又は市民の消費生活において事業者が行う訪問購入（次号及び第3号、第4条、第23条第1項第1号、第24条、第25条第2項並びに第31条第1項において「訪問購入」という。）によって、生命、健康又は財産を侵されない権利

(2)～(7) [略]

2 [略]

(市の責務)

第3条 市は、消費者の健康で安全な生活を確保し、及び向上させるため、消費者の利益の擁護及び増進、消費者の権利の実現及び自立の支援並びに物価の安定に関し、基本的、総合的及び計画的な施策を策定し、並びにこれを実施しなければならない。

3 市は、前2項の規定により施策を策定し、又は実施する場合には、前条第1項及び第2項の基本理念を尊重するとともに、地域住民、事業者団体及び消費者団体と協力するよう努めなければならない。

#### 第9条 削除

2 市は、前項の規定により施策を策定し、又は実施する場合には、前条第1項及び第2項の基本理念を尊重するとともに、地域住民、事業者団体及び消費者団体と協力するよう努めなければならない。

(消費者基本計画)

第9条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を確保するための施策を総合的及び計画的に推進するための基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 中期的又は長期的に講ずべき市民の消費生活の安定及び向上に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、市民の消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、消費者基本計画を策定するに当たっては、第54条第1項に規定する神戸市消費生活会議の意見を聴くものとする。

4 市長は、消費者基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表する

第2節 事業活動の適正化

(広告及び包装の適正化)

第15条 [略]

2 事業者は、消費者の適切な商品選択に資するため、及び環境への負荷の低減のため、商品について、次の各号に掲げる包装をしてはならない。

(1) 内容を誇張した包装

(2) 内容品の保護又は品質保全上の必要を超えた過大な包装

(3) 廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になる包装

(商品及び役務の表示の適正化)

第17条 事業者は、法令に別の定めがあるもののほか、商品が誤って選択され、使用され、保存されること等により、消費者の利益が損なわれることのないようにするため、その商品の成分、性能、用途その他の必要な事項を適正に表示しなければならない。

2 役務を提供する事業者は、役務が誤って選択されることにより、消費

ものとする。

5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

第2節 広告、計量及び表示の適正化

(広告の適正化)

第15条 [略]

第17条 事業者は、法令に別の定めがあるもののほか、商品が誤って選択され、使用され、保存されること等により、消費者の利益が損なわれることのないようにするため、その商品の成分、性能、用途その他の規則で定める必要な事項を適正に表示しなければならない。

2 役務を提供する事業者で規則で定めるものは、役務が誤って選択され

者の利益が損なわれることのないようにするため、役務の取引条件、内容、解約条件その他の必要な事項を適正に表示しなければならない。

(価格表示及び単位価格表示等)

第18条 事業者は、消費者が商品の購入又は役務の利用に際し、その選択を誤ることがないようにするため、その商品又は役務の価格及び質量、容積、時間、回数等の単位当たりの価格を見やすい箇所に表示するように努めなければならない。

ることにより、消費者の利益が損なわれることのないようにするため、規則で定める役務の取引条件又は内容について、規則で定める必要な事項を適正に表示しなければならない。

3 前2項の規定による表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項は、規則で定める。

(価格表示及び単位価格表示等)

第18条 事業者は、消費者が商品の購入又は役務の利用に際し、その選択を誤ることがないようにするため、その商品又は役務の販売単位又は提供単位及び価格を見やすい箇所に表示するように努めなければならない。

2 小売業を営む事業者で規則で定めるものは、消費者の商品選択に資するため、規則で定める商品について、その価格及び長さ、質量又は体積を表示するとともに規則で定める基準量及びその価格を表示しなければならない。

3 役務を提供する事業者で規則で定めるものは、消費者の役務選択に資するため、規則で定める役務について、その提供単位及び価格を店頭そ

の他の見やすい箇所に表示しなければならない。

(保証表示)

第20条 事業者が、商品（規則で定めるものに限る。）について品質、性能その他の事項を保証する旨を表示するときは、規則で定める事項を表示しなければならない。

(金銭消費貸借契約書等の交付)

第21条 金融業を営む事業者は、消費者に融資する際、規則で定めるところにより、金銭消費貸借に関する契約書を消費者に交付し、又は金銭消費貸借に関する差入れ証等の写しに当該事業者の確認印を押印したものを消費者に交付しなければならない。

2 前項の事業者は、消費者から金銭消費貸借に関する弁済を受けたときは、受取書、領収書等それを証する書面を消費者に交付しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(指導、勧告及び公表)

(指導、勧告及び公表)

第20条 市長は、第15条、第16条第1項、第17条又は前条の規定に違反し、商品又は役務を提供している者に対して、その違反を是正するために必

第22条 市長は、第15条、第16条第1項、第17条第1項若しくは第2項、第18条第2項若しくは第3項又は前3条の規定に違反し、商品又は役務を

要な措置をとるべきことを指導し、  
又は勧告することができる。

2 [略]

第21条～第23条 [略]

提供している者に対して、その違反  
を是正するために必要な措置をとる  
べきことを指導し、又は勧告するこ  
とができる。

2 [略]

第23条～第25条 [略]

#### 第4節 消費者包装の適正化

##### (過大包装の禁止)

第26条 事業者は、消費者包装（消費者  
が直接手にしたときの商品の包装を  
いい、容器を用いた包装を含む。以下  
同じ。）について、消費者に内容を誇  
張した包装その他の内容品の保護又  
は品質保全上の必要を超えた過大な  
包装（以下「過大包装」という。）を  
してはならない。

2 過大包装の基準は、規則で定める。

##### (消費者包装に係る資源の節約等)

第27条 事業者は、消費者包装につい  
て、その包装に係る資源を節約し、及  
びその包装が廃棄物となった場合に  
おいてその適正な処理が困難になる  
ことのないようにしなければならない。

##### (消費者包装の安全性の確保)

第28条 事業者は、消費者に危害を及  
ぼすことのないようにするため、消  
費者包装の安全性を確保しなければ



ならない。

(内容及び価格の表示等)

第29条 事業者は、消費者包装が二次使用又は商品の詰合せ若しくは抱合せを目的としたものであるときは、内容についてそれぞれの品名、数量及び価格を表示しなければならない。この場合において、事業者は、内容品のみの販売も併せて行わなければならない。

(指導、勧告及び公表)

第30条 市長は、第26条第1項又は前3条の規定に違反し、商品を提供している者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その事業者の氏名又は名称、商品名その他必要な事項を公表することができる。

#### 第4節 苦情処理体制

第24条 [略]

(あつせん又は調停)

第25条 市長は、前条第1項に規定する苦情相談の処理を円滑に行うため必要があると認めるときは、第5章に定める神戸市消費生活審議会(以

#### 第5節 苦情処理体制

第31条 [略]

(あつせん又は調停)

第32条 市長は、前条第1項に規定する苦情相談の処理を円滑に行うため必要があると認めるときは、神戸市消費者苦情処理審議会(以下この節

下「審議会」という。)の意見を聴き、又は審議会のあっせん若しくは調停に付するものとする。

2 審議会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係書類若しくは物件の提出を求めることができる。

3 [略]

4 審議会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、あっせん又は調停を打ち切ることができる。

5 審議会は、あっせん若しくは調停が終了したとき、又はあっせん若しくは調停を打ち切ったときは、その旨を市長に報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会のあっせん又は調停に関し必要な事項は、規則で定める。

(あっせん又は調停の打切りの公表)

第26条 市長は、苦情相談に係る事業者が審議会の呼出し、関係書類又は物件の提出の要求その他指示に不当に従わないため、あっせん又は調停が打ち切られたときは、その事業者

において「苦情処理審議会」という。)の意見を聴き、又は苦情処理審議会のあっせん若しくは調停に付するものとする。

2 苦情処理審議会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係書類若しくは物件の提出を求めることができる。

3 [略]

4 苦情処理審議会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、あっせん又は調停を打ち切ることができる。

5 苦情処理審議会は、あっせん若しくは調停が終了したとき、又はあっせん若しくは調停を打ち切ったときは、その旨を市長に報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、苦情処理審議会のあっせん又は調停に関し必要な事項は、規則で定める。

(あっせん又は調停の打切りの公表)

第33条 市長は、苦情相談に係る事業者が苦情処理審議会の呼出し、関係書類又は物件の提出の要求その他指示に不当に従わないため、あっせん又は調停が打ち切られたときは、そ

の氏名又は名称、苦情相談の内容、あつせん又は調停が打切りとなった事実その他必要な事項を公表することができる。

(消費者訴訟の援助)

第27条 市長は、消費生活上の被害を受けた消費者（以下「被害者」という。）が事業者に対して提起する訴え又は事業者から提起された訴え（以下これらを「消費者訴訟」という。）を援助を受けずに提起し、又は応訴することが困難であり、かつ、同一又は同種の原因による被害者が多数存在し、又は多数発生するおそれがある場合において、被害者に対して消費者訴訟に係る援助を行うことが妥当であると審議会が認めたときは、被害者の権利を守り、その被害を救済するとともに事業者の社会的責任を追及するため、必要な援助を行うものとする。

2 [略]

3 市長は、第1項の援助を審議会の意見に基づき行うものとする。

第28条 [略]

第5節 消費者教育、情報の提供等

の事業者の氏名又は名称、苦情相談の内容、あつせん又は調停が打切りとなった事実その他必要な事項を公表することができる。

(消費者訴訟の援助)

第34条 市長は、消費生活上の被害を受けた消費者（以下「被害者」という。）が事業者に対して提起する訴え又は事業者から提起された訴え（以下これらを「消費者訴訟」という。）を援助を受けずに提起し、又は応訴することが困難であり、かつ、同一又は同種の原因による被害者が多数存在し、又は多数発生するおそれがある場合において、被害者に対して消費者訴訟に係る援助を行うことが妥当であると苦情処理審議会が認めたときは、被害者の権利を守り、その被害を救済するとともに事業者の社会的責任を追及するため、必要な援助を行うものとする。

2 [略]

3 市長は、第1項の援助を苦情処理審議会の意見に基づき行うものとする。

第34条の2 [略]

第6節 消費者教育、情報の提供等

第29条～第32条 [略]

第3章 生活必需物資の安定供給の確保

(情報の収集)

第33条 市長は、緊急時(風水害などによる災害やその他社会情勢などにより一時的に流通が阻害され、消費者に混乱が生じると予測される場合で、市長が認めたときをいう。以下同じ。)において、生活必需物資(消費者の日常生活に不可欠な物資をいう。以下同じ。)の生産、流通等の営業活動の実態について、明らかにするよう努めるものとする。

第35条～第38条 [略]

第3章 物価の安定

第1節 情報の収集と公開

(情報の収集)

第39条 市長は、消費者の日常生活に不可欠な物資(以下「生活必需物資」という。)の生産、流通等の事業活動(以下「事業活動」という。)の実態について、明らかにするよう努めるものとする。

2 市長は、事業活動の実態を明らかにするため、生活必需物資の価格、需給の動向等に関する情報を収集するものとする。

(情報収集への協力)

第40条 事業者は、市長の行う前条第2項の情報収集に協力しなければならない。

(情報の公開)

第41条 市長は、第39条第2項の情報収集の結果を消費者に明らかにするものとする。

第2節 生活必需物資の確保

(流通機構の整備)

第42条 市長は、生活必需物資の円滑な流通を確保するため流通機構の整備に努めるものとする。

(市内生産者の優先出荷)

第43条 生活必需物資を市内で生産する事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関連があることにかんがみ、生活必需物資を市内の消費者へ優先的に供給するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の優先的供給を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活必需物資の確保)

第44条 市長は、生活必需物資が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあるときは、当該生活必需物資の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の協力)

第45条 [略]

2 事業者は、前項の規定による要請があつたときは、これに応じなければならない。

(生活必需物資の確保)

第34条 市長は、緊急時において、生活必需物資が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあるときは、当該生活必需物資の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の協力)

第35条 [略]

第3節 不当な事業活動の排除

(重要物資の指定)

第46条 市長は、市民生活の安定を図るため、特に円滑な流通を確保し、又は不適正な利得を排除する必要がある生活必需物資を重要物資として指定するものとする。

(調査)

第47条 市長は、前条の規定により指定された物資（以下「指定物資」という。）が不足し、若しくは物価が著しく高騰し、又はこれらのおそれがある場合において、事業者が当該指定物資の円滑な流通を不当に妨げ、又は適正な利得を著しく超える価格で販売する行為（以下「不当な事業活動」という。）を行っている疑いがあると認めるときは、その実態を調査しなければならない。

(資料の提出及び立入調査等)

第48条 市長は、前条に規定する調査のため必要があると認めるときは、当該事業者に対して、その協力を得て、期限を定めて当該指定物資の在庫量及び原価等に係る資料の提出を求めることができる。

2 市長は、前条に規定する調査のた

め必要があると認めるときは、当該事業者の協力を得て、当該職員に、その事務所、営業所その他の事業所に立ち入らせ、当該指定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 市長は、当該事業者が前2項の規定による資料の提出又は立入調査を拒んだときは、その理由を書面により提出させることができる。

(勧告)

第49条 市長は、前2条の規定による調査等により、不当な事業活動が行われたと認めるときは、当該事業者に対し、不当な事業活動を是正するよう勧告することができる。

(公表)

第50条 市長は、当該事業者が、第48条第1項の資料の提出を拒んだとき、若しくは同条第2項の立入調査を拒んだとき、又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、その経過及び事実を公表することができる。

第51条 [略]

(情報交換等の機会の提供)

第52条 市長は、市長、事業者及び消費者が相互の情報を交換し、相互に意

第36条 [略]

(市民意見の反映)

第37条 市長は、広く消費者の意見、要望等を把握し、市の消費生活に關す

る施策に反映させるよう努めなければならぬ。

## 第5章 神戸市消費生活審議会

(附属機関の設置)

第38条 市長の行う消費生活の安定及び向上の確保に関する施策について市民の意見を反映させ、関連する施策との総合的な推進を図るため、審議会を置く。

見を表明し、及び対話を行うための機会を提供するよう努めなければならぬ。

(市民の合意の形成への支援)

第53条 市民が安全で安心な消費生活及び物価の安定を確保し、より豊かな消費生活の実現を目指して、市民の合意の形成を図るための活動を行う自主的な会議を設け、又はその活動を行うに当たり、市長が必要があると認めるときは、これらを支援するよう努めなければならぬ。

2 事業者は、前項の会議の活動に協力するよう努めなければならぬ。

(附属機関の設置)

第54条 市長の行う消費生活の安定及び向上の確保に関する施策について市民の意見を反映させ、関連する施策との総合的な推進を図るため、次の表の左欄に掲げる市長の附属機関を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

市長の附属機関	所掌事務
神戸市消費生活会議	消費者行政に関する基本的事項、重要事項その他新たに対応すべき事項につ



	いて調査審議すること。
神戸市消費者苦情処理審議会	<p>1 第2章第1節の危害等の防止、同章第2節の広告、計量及び表示の適正化、同章第3節の取引の適正化及び同章第4節の消費者包装の適正化に関する施策に関し意見を述べること。</p> <p>2 第32条第1項に規定する意見を述べ、及び同条に規定するあっせん又は調停に関する事務を行うこと。</p> <p>3 第34条第1項の規定による認定を行い、及び同条第3項に規定する意見を述べること。</p> <p>4 第37条に規定する市長の情報の提供に関し意見を述べること。</p>

2 審議会が所掌する事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 消費者行政に関する基本的事項、重要事項その他新たに対応すべき事項について調査審議すること。

(2) 第2章第1節の危害等の防止、

2 前項の表に規定する附属機関には、部会を置くことができる。

同章第2節の事業活動の適正化及び同章第3節の取引の適正化に関する施策に関し意見を述べること。

(3) 第25条第1項に規定する意見を述べ、及び同条に規定するあっせん又は調停に関する事務を行うこと。

(4) 第27条第1項の規定による認定を行い、及び同条第3項に規定する意見を述べること。

(5) 第31条に規定する市長の情報の提供に関し意見を述べること。

3 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

4 前2項に定めるもののほか、第1項に規定する附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

第39条 [略]

3 前項に定めるもののほか、第1項の表に規定する附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

第55条 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の神戸市民のくらしをまもる条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。